

令和3年10月25日

10月25日以後の本協会各種事業の実施について(通知)

日頃から、協会事業への格別なご理解、ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

本協会では、特措法に基づく時短要請などを10月24日をもって解除する旨の発表がありました。

ただし、新型コロナウイルスが消滅したわけではないため、10月25日から11月30日までを『基本的対策徹底期間』として感染防止対策を継続するよう通知がありました。

については、本期間中の協会主催各種事業(試合・会議等)を次のようにすることとしました。

- ① 本期間中、本協会主催・主管 各種事業(試合・会議等)について、原則無観客・見学なしの措置は解除するが、感染防止対策を徹底し、人数制限等の措置を講じるなど段階的な対応を行う。
- ② 協会主催各種事業開催時は、ガイドラインを遵守し、「マスクの着用」「3密防止」「手洗いの励行」等感染防止措置を徹底する。 ※ガイドラインの厳守・感染防止措置の徹底・参加者、関係者の理解が得られない場合等は、延期・中止等を検討する。
- ③ 協会は各施設の利用状況をふまえると共に種目委員会の状況を優先し事業を再開する。
- ④ 会場利用に当たり新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト等の提出などあります。各施設の利用条件などに従い行動をお願い致します。

今後の状況変化により通知内容の変更等が発生する場合があります、関係各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。